

Trial & Error

トリアル・アンド・エラー

No.42



菓子売りの婦人
タイのスラムにて
©坂本 鉄平

繁栄する大都市バンコクの構図	2
電気工研修所はなぜ中止されたのか	5
総合的な地域共同体づくり	9
コンストラクション・プロジェクト報告	10
難民問題研究グループ報告	14
UNHCR広報誌「REFUGEES」より	16

繁栄する大都市バンコクの構図

農村経済の崩壊とスラム

何故にスラムが形成されるのか。スラムが抱える問題とは何なのか。農村から大都市バンコクへ流入する構造を追いながら、スラム問題解決のための方策を探る。

(1) なぜ、スラムができたのか？

●繁栄と貧困が共存する都市 — バンコク

高層ビルに車ラッシュ、豊富な商品に華やかなファッション…東京と同じ顔を持つバンコクは、タイ唯一の大都市である。第一でなく、唯一というのは、バンコク以外の街、たとえば古都チェンマイなどは、いずれも人口10万人以下、「近代的都市」とは呼べないからである。

この東南アジア第一の大都市、バンコクは人口500万人を擁しているが、そのうち約120万人が約440カ所のスラムに住んでいると言われている。スラムに住む人たちは毎年増え続けているが、その詳しい統計はない。

スラムでは「細長い板切れを渡した通路が湿地帯の上を迷路のように走り、その周辺にあばら屋がひしめいている。独得の悪臭が鼻をつく。」(永井浩著『される側から見た援助』勁草書房)

スラムの住民の生活状況については、後段のソムスック・ブンヤバンチャさんの講演にゆずり、ここでは、なぜスラムが発生しなぜ増え続けているのか、かくまで激しい貧富の差はどこから来たのかを、考えてみたい。

●農村で食いつめた人々が都会バンコクへ

30年前のバンコクには、スラムがなかったと言われる。つまり、ここ数10年のうちに、120万人の人が居住するスラムがこつ然と発生したわけである。その主な原因は農村経済の崩壊といわれている。



貧しくとも家族の絆は強い

タイは人口の8割以上が農村部に住む農業国である。現在も、タイの主要な輸出品は米を中心とした農産物であり、大枠としては農村が崩壊したわけではない。しかし、農村は大きく変質し、変質の被害をモロに受けた最下層の農民がバンコクに流入したわけである。

今世紀初頭まで、タイは日本の律令制にも似た、国王の土地をたがやす自由民、という安定した自給自足体制にあった。緩慢な人口増加などによって生じた“余剰な人々”は、辺境部を開墾することで、自立していった。

ところが、今世紀半ば以降、人口の急増、未開拓地の喪失、貨幣経済の侵入の3つの大波が同時に押し寄せ、農村は大きく変質してしまった。なかでも一番影響が大きかったのは、3番目の貨幣経済の侵入である。

「魅力的な消費財」、増産のための肥料や農機具、そういったものが農村に押し寄せてきた。自給自足体制のまま、生産性の向上をとまなわれない変化のため、農民のなかには借金をするものが多く、借金のかたに土地を取り上げられるものが出た。

タイにおける小作料は高く(生産物の75%に達することもある)、また金利も高い(時には年30%にも)。また、人口増、機械化のなか、賃労働としての農作業も少なく、農村の共同体意識も薄れてきたため、生活に困った人は、必然的に都市、バンコクに流入していった。

●無計画な開発で破壊される住環境

都市に流入した人々を待っていた状況はどんなものであったか。

第2次世界大戦以後、タイは東南アジアにおける「自由主義の優等生」として、アメリカを中心とする西側諸国から莫大な援助を受けてきた。その援助の結果、道路、ダムなどの建設はすすみ、近代的な工場もでき、一面では、非常な発展をとげた。しかし、そのなかで、繁栄の恩恵をこうむったものと、そうでないものの差は大きく、一般の労働者に安定した職業と生活を、十分には供給できなかった。多くの人たちは、低い賃金の短期間の労働者となり、

貧しい生活のまま取り残された。

また、バンコクは以前は「東洋のベニス」と呼ばれたほど、運河が発達し、緑と水の美しい街であった。それが近年のたび重なる洪水のため、すっかり住環境が破壊され、スラムが発生する原因のひとつにもなった。

その洪水の原因は、もちろん、大雨という自然原因もあるが、急激な経済開発にともなう、人為的原因もいくつか指摘されている。

まず、急増する車に対応するため、無計画に多くの運河をつぶし道にしたため、排水、遊水能力が減ったこと。また、人口の急増のため多数の井戸を掘ったため地盤が沈下したこと（昔、「東洋のベニス」今、「東洋のアトランティス」という冗談も生まれるほど）。さらには、メナム川の上流部での森林資源の乱伐のため、山間部の保水性が低下したこと、など“人災”であるというのである。

このようにして、住環境が悪化すると、タイには借地権という考えがなく地主が一方的に強いため、土地を借りている立場の人、つまり下層階級の人たちは、環境改善の意欲を失ってしまう。

●なぜスラムはなくなるのか

現在、スラムの多くは、政府当局などから、立ち退きを要請されている。その理由は、いわく港湾整備、いわく都市再開発……。しかし、住民の新しい居住地が確保されているわけでも、十分な補償があるわけではない。いって見れば、貧しいながらも住むところがあった人々が、着のみ着のまま追いつてられようとしているわけだ。

このような悪条件の下でも、農村部からバンコクへの人口流入が続いているというのは、どうしたことなのか。それは、都市のスラムより、さらに住みにくい事情が農村にも存在するからである。

こういった状況を改善するには、次のような施策が必要であろう。中規模都市を地方に建設し、バンコクへの人口集中を緩和する。農村の体質を改善し、優良な自作農を増加させる。低所得者向けの住宅を建設すると同時に、安定した雇用先を創出する…。

もちろん、タイ政府も、ここ10数年、これらの課



竹串削りの内職をする主婦たち ©坂本 鉄平

題に取り組んできているが、その効果はあまり上がっていないとはいいたい。その理由としては、課題の困難さと同時に、タイ国民の精神性の問題もある、と言われている。

その精神性とは、支配者階級のなかには、愚民思想があり、貧者への援助には不熱心で、様々な援助や資金を収奪する傾向がある。被支配者階級のなかには「仏教的なあきらめ」が強く、自立のための意識と努力にかけている、というものである。この問題の根は深く、複雑で、ここではこれ以上言及しないことにする。

(2) JVCは何をしてきたか…

●デッグ・スラム奨学金

貧困に根ざす問題によって、大きな影響を受けるのは子どもたちである。親の内職の手伝い、街頭で花などの物売り、廃品回収、私営乗合いバスの料金徴収役、工場での簡単な作業など、お金を得るための労働。幼い弟妹の世話、食事の仕度などの家事労働…。仕事におわれて通学できない子どもたちが少なくない。

家庭内での、両親の別居、離婚、酒に酔った親からの暴力、すさんだスラムの雰囲気の中、子どもたちの精神環境も健全とはいえない。

50～60%とも言われるスラムの子どもの就学率（タイの義務教育は6年間）を少しでもよくするため、バンコク市とその周辺地域に住み、すでに小学校に就学している低所得者家庭の子どもと障害を持つ子どもを対象に、'82年春より奨学金を与えている。

普通の奨学金と違う点は、成績、出席状況、健康を考慮に入れず、家庭環境や経済的狀態を重視している点である。

1984年は中学生12名、成人学校2名を含む156名が奨学金を受けている。奨学金は年額約12,000円だが、学用品、制服、昼食、靴、靴下などの購入費用にあてられる。また、奨学金が生活費に充当されることを防ぐため、全額がいったん銀行に預金され、教師の管理のもと、子どものサインで引き出し、学習資金にあてられている。

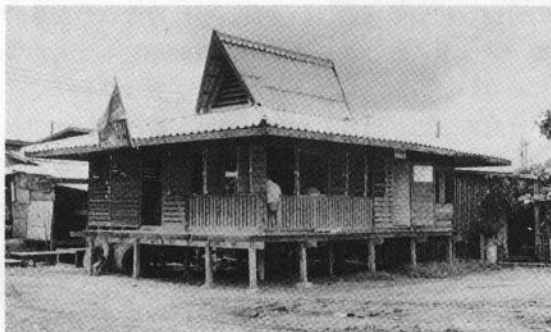
●クロントイ図書館

クロントイ図書館はクロントイスラムのなかに、1981年9月に開館された。通学していない子どもたちに本と接する機会を作り、スラムの住民の有益な余暇を過ごす場を提供し、知的興味を引き出すことを目標としている。

クロントイ図書館には、図書室のほかに、子どものための部屋がある。この部屋には、約900冊の絵本、ジグゾーパズル、積み木、ブロックなどがおいてあり、字の読めない子どもも利用している。

青少年、成人向けの蔵書は約1,200冊で、ほかに3種の新聞、4～5種類の週刊誌や月刊誌も置いている。

1人1回2冊、5日間を期限に本の貸し出しも行っている。貸し出しは会員制で、会費は12歳以下の子どもは無料、13歳以上は年3パーツ（約30円）である。会費は会員証と名簿にはる写真代で、自分の写真を持参すれば、大人でも無料である。1984年



スラムの人々が活用する図書館

8月現在会員数は62名である。

図書館の利用者は（会員外を含めて）毎日約35名ほどで、1日30～40冊の本を貸し出している。

JVCのスラム改善チームとしては、いずれスラム住民の手による自主運営に任せたいと思っているが、地域住民に図書館の意義を理解してもらい、運営の主体になってもらうには、まだ時間がかかりそうである。

現在、日常業務は2名の図書館員によって行っており、開館は朝8時30分から夕方5時30分まで。日、祝日は閉館している。

●電気工養成所・電気工研修所

非熟練労働と失業状態との間を往復せざるを得ない、スラムの青年たちが電気技術を身につけることによって、安定した職業と生活への手がかりを獲得することを目的にそれぞれ81年、83年に設立された。83年10月までに、6課程87名の訓練生を受け入れ、そのうち41名が4カ月、のべ160時間のコースを修了した。

しかし、83年10月受講希望者が激減し、現在、活動は休止している。休止の原因としてスタッフは次の4点の理由をあげている。①開始以来2年余りで地域の希望者がほぼ出尽くした。②技能訓練としては機能したが、職業訓練としては成功しなかった（つまり、養成所を出ても働き口がない）。③責任者が離任して、適切な後任が補充できなかった。④校舎自体も立退きの対象になり、運営が難しくなった。

なお、研修所は養成コースを修了したものを中心に、採算を上げる目的で83年1月に開始されたが、様々な理由で失敗した。

このほかJVCでは、立ち退きを強制されている、最困窮家庭に対して、「新居」の建築資材を提供する活動も行っている。

この「立ち退き」にどう対処するかを含め、スラムの問題は容易に解決できる問題ではない。しかし、貧困に苦しむ人間が確実に存在し、しかも状況が悪化しつつあるのも事実である。

電気工研修所はなぜ中止されたのか

福村 州馬

1983年11月、スラム改善の1つの事業であった「電気工研修所」プロジェクトが中止となった。電気工養成所の修了者を吸収し、安定した収入の機会と場所を提供することによって彼らの自立を促すのが主たる目的であった。なぜ中止となったのであろうか。

◆事業中止に至るまでの経緯と残された課題

電気工研修所事業（以下“研修所”）の失敗は、運営のまずさ、とりわけ経理運営のまずさに起因するところが大きいと考えます。私達の関係者で経営能力（商才）を兼ね備え、かつ研修所に常駐できる人材がおらず、結局外部からも見つけられなかった事が致命的となりました。タイ人P氏の研修所へのかかわり方の弱さによりそういう人材の必要性を強く感じたわけですが、同氏が週5日間とはいえ、昼間は通信庁に勤務し、夜は電気工養成所で教えていた事を考慮すれば、たとえ同氏が充分やれると主張していたとしても、当事業計画の段階で予想すべき事でした。それから当事業が、自立援助（協力）活動でありながらその半面、利益を追求するという矛盾した要素を抱えていたのも事実でありましょう。

この他にも、いくつかの問題が考えられます。まず言葉の問題です。事業開始以前にタイ語版の事業計画書を関係者全員に配布したものの、やはり突っ込んだ話し合いを行ない、事業の目的、意義、責任の所在等を確認する必要があったと思いますし、日常の場面場面においても細かい意志疎通ができなかった事は否めません。ついながら、言葉の問題とも関連しているのですが、日本人（つまりタイ人にとっての外国人）が事業の前面に出ていた事は、受益者の依存心を醸成する事になったのではないかという気がします。この事は、金銭の絡む事業において、トラブルを招く可能性を高めるでしょう。

それから、私（あるいは私達）に電気に関する知識が乏しかった事も、研修所の日常の運営を点検（工賃設定や材料使用の状況など）する上で障害となりました。技術に関連する事業を運営する上で、その専門分野の知識を持っていないと問題が起こり易いようです。

また、当事業の計画段階で考慮すべきだった点に、師弟あるいは年上、年下の関係から生じる問題もあります。先生であるP氏と生徒であった2人。しかも、この生徒であった2人の間にさえも力関係があるのです。年長者の力は絶対で、意見の相違や不満があっても、年下の者は意見の表明を控え年長者の指示に従うというのがタイ人社会の一般の考え方があります。このための弊害が、事業運営にあたり若干あったと思います。

尚、1981年2月にクロントイ・スラム第12地区で始まった電気工養成事業も、研修所と相前後して、中止しましたが、これは同地区周辺での受講希望者が激減した事と、修了生との個別面接調査などから、この事業を職業訓練事業と位置づけるのに無理があると判断した事のためです。また、本報告書に述べたような経緯から養成所の主任インストラクター、P氏との信頼関係が崩れ、事業継続は当面無理な状況にあった事も付け加えておきます。

ところで、研修所の事業実施や、養成所中止の背景には、修了生の就職難の問題があるわけですが、職業訓練事業そのものが、国の経済や労働市場の状況に左右され易い性格を持っていると思います。それに加えて1年とか2年というような長期間の昼間の訓練は、スラムの人達を取り囲む状況から見て、実施困難であり、短期間の訓練（養成所では、夜間4カ月にわたる160時間の訓練）のみで、工業高校や専門学校の卒業生達と、ある意味で競争しなければならないというような状況が生まれます。それともう一つ、スラムの人達に対する外部の人の偏見、差別も障害としてあります。

職業訓練は、スラムの多くの人達が必要としているものだと考えますが、これらの問題をどう乗りこえるのか、もっと総合的プログラムが必要なのではないかと思いますが、今後の課題として残ったままです。（1984年3月15日付の報告書から）

パッタナ共同体

プラティープ財団のめざすもの

●クロントイ・スラムとは

クロントイ・スラムはバンコクの郊外、チャオプラヤ河（メナム川）に面したクロントイ港の裏に位置しており、正式にはタイ港湾局所有の土地であり、不法占拠のかたちでスラムが形成されている。

そのスラムに一歩足を踏み込むと、自国の産業発展や近代化に取り残された人々の姿がある。決して良好とは言えない家屋が軒を連ね、それらを板切れでつくった通路がつないでいる。その板切れの下は汚水である。慣れた者にとっても落下の危険性があるこの古く狭い渡り板も、子供にとっては格好の遊び場となる。家屋の中に、家財道具らしきものは多くない。夫婦者が汚い言葉でののしり合い、職の無い大人達がお酒を飲んで賭博に興じる。その傍では、その日の糧を稼ぐため、幼い子供までが内職にかり出されている。とはいうものの丸で一つ屋根の下に暮しているようなスラムの住民は、貧しいがゆえに仲間意識が強い。

●スラムが抱える問題

他のスラム同様クロントイでも、貧困に根ざした環境の悪さと教育の不足から、スリや窃盗、麻薬常習、ヘロイン等の密売、そして売春などが問題となっており、これらの犯罪がスラムの代名詞のようになってしまっている。

健康面での問題も大きい。医療対策の遅れや、生活に追われて我が子の状態に気づかない親の不注意などで、治る病気でも死に至るケースが多い。また水道の不備が健康と衛生に与える影響は計り知れない。水道管の通っている家は少なく、給水車が来ると、人々は先を争ってホースの側へ行こうとする。

このように精神的にも肉体的にも健全な状態で生活できないスラムの子供は常に危険にさらされている。愛情の欠如から、短気で横柄、情緒不安定、拒絶や非友好的と言った態度を見せる子供もいる。

これらの問題に加えて、不法占拠に対する当局の強制的追い立てがあり、行き場の無い住民は、不安定な状態で毎日を過ぎねばならない。スラムをひとつ消滅させても、追い払われた人々は他のスラムに合流するか、また新しいスラムを形成するかのいづ



©坂本 鉄平

れかで、根本的解決にはならない。郊外に建設中の公営のアパートに移ることも、諸経費が掛り過ぎて、スラムの住民には負担し切れない。

●プラティープ財団設立

スラムの人々が少なくとも未来に希望を持ち、貧困から少しでも脱出できるようにするには、教育も重要なポイントとなる。

知識も技術も持たぬ者に良い職は来ない。職が無いから貧しく、子供に教育もしてやれない。無学な子供は無学な大人に育ち、無知の内に生活しなければならぬ。断ち切らねばならない悪循環である。

このスラムの諸問題の解決に助力すべく設立されたのが、ドゥアン・プラティープ財団である。プラティープ・ウンソンタムと言う一人の女性が、その公共事業における活動と功績を認められ、アジアのノーベル賞と言われるマグサイサイ賞を授与された際の賞金で設立したものである。

プラティープ先生は1952年8月9日、クロントイ・スラムで生まれた。スラムの他の家族同様一家は貧しく、幼い頃より家計を助けるために働き始めた。アメ売り、カン拾い、ビニール拾いと何でもした。「貧しくても教育だけは」と考えた母親の助力も有り、何とか4年制の小学校へは通ったが、結局貧しさのため進学を断念し、5年後に復学するまで様々な仕事に就く。ごく幼い頃から自分の授業料まで稼がなければならなかったプラティープ先生は、同じような境遇にあるスラムの友達に胸を痛めた。スラムの子供と言うだけでドロボー扱いを受けたり、身

なりが貧しいという理由で、学校の先生にさえ疎んじられた幼い日の悲しい思いをしたことが、大人になったら先生となり、恵まれない子供に適切な教育を施そうと決心させた。

その最初が「1パーツ学校」であった。教材さえ不足する粗末な私設学校であったが、出生証明書が無いため、正規の教育を受けられないスラムの子供の唯一の教育機関であった。

しかし、この学校も1972年に、学校の建っている土地の所有者である「タイ港湾当局」より、違法経営として告訴される。ブラティープ先生の住む区域の全住民に対し、立ち退き命令が出されたが、世論の同情を集め、代替地が当局により提供された。この新しい共同体が「パッタナ共同体（発展中の共同体）」である。

それと同時に、ブラティープ先生の「1パーツ学校」も、住民の努力と外部からの支援により、「パッタナ共同体学校」として再出発した。そして1976年にはそれまでの苦勞が実り、公認学校としての地位を与えられるまでに至った。ここに辿り着くまでのブラティープ先生の献身的努力に対し、1978年8月31日、マグサイサイ賞が贈られたのであった。

●財団のめざすもの

その賞金を基に設立されたドゥアン・ブラティープ財団は、次のような目標の下に歩んでいる。

1. 貧しく混み合った地域の子供や若者を教育し、職業訓練や技術指導をすることにより、彼ら自身や彼らの家族のために働く能力や知識を身につけた、立派な市民に育つようにする。
2. 子供や若者が健康を得、健全な生活を営み、社会や国家に役立つよう助力する。
3. 貧しい区域の問題点の研究調査を支援する。
4. 若者の教育と訓練の理論と実践に関し、学んだことを公にする。貧しい共同体の開発、人間関係、そして環境に関する見聞を知らせる。
5. 公共福祉事業に関し他の慈善団体と協力する。

これらの目標は全てがスラムの問題解決に助力するためであるが、スラムの抱える問題は多様であり、相互に影響を及ぼしている。複雑に絡み合った諸問

題の根源は、同時に絶つのが最も望ましい解決法だが、財団の基金にも限りがある。そこで同財団は、スラムの住民の自立に最も深く関わってくる教育に、特に重きを置いている。

教育と幼児保護事業として

- ・パッタナ共同体学校の管理と財政的援助。働く両親のための保育所設置。
- ・貧しい子供への学資援助。

経済事業として

- ・低価格日用品の販売。
- ・職業訓練と職業の提供。そして家庭内職の促進。

健康管理事業として

- ・昼食代を払えない生徒への昼食無料配給。
- ・栄養不足の子供への豆乳配給。
- ・移動診療所の設置と家族計画協会との活動協力。

文化・社会面での事業として

- ・成人、若者、学生に対する道徳教育。そして回教徒のためのトレーニング・キャンプと、夏の間の見習僧の聖職授任式の準備。スラムの住民が仕事にもっと精を出し、子供達のしつけにもっと注意を払うよう模範家庭コンテストの実施。
- ・出生証明書及び届けの無い子供を、関係当局と協力して調査し、問題の解決策を捜す。

このように、ブラティープ財団の活動は急速に広がり、また、それなりの成果をあげてきている。しかし、まだまだ解決すべき問題は多く、道のりは長い。全ての活動は、将来スラムの住民が少なくとも自分達の未来に希望を持てるようにするために行なわれている。財団の真の目標である。スラム住民の自主独立への協力が真に役立つ時、明るい未来を持ち自国の発展につくせる人々が生まれるはずである。



パッタナ共同体小学校 © 武澤 保美

NGOs

(「サバーン・マイ」誌から)

● Center for Promotion of Human Development

ジョセフ・H・マイヤー神父を中心に、10年以上前からクロントイ・スラムで活動している。スラムに住む住民へのサービスが主で、建築資材援助、医療サービス、幼児・小学校の児童への教育援助といった活動を行なっている。他にも、約400人の小学生への奨学金制度や、クロントイ6区の青少年の活動への援助などがある。

現在は、地域開発により専念した活動を展開しており、今までのサービスに加えて、地域住民への様々な職業訓練コースを設けたり、クロントイ・スラムの近い将来の移転先である70ライ(1ライ≒1600m²)の土地での建築資材援助プロジェクトを展開している。また今年の1月末、クロントイ・スラム9区で起きた火災では、かなりの額に上る家屋再建のための建築資材を迅速に提供した。

● Soon Ruam nam jai(スーン・ルウナム・ナム・チャイ)

バンコクのタマサート大学社会学部の教授・学生が中心となり、1970年から活動を続けている。調査・研究を通して住民に助言をし、地域の中で一緒に問題を解決してゆこうというのが、このグループの目標である。初代のリーダーは、プレン・スィーダノイ氏で、健康、教育、仕事、住居等のための委員会を設立した。この時に、スーン・ルウナム・ナム・チャイ小学校が開校し、現在では1,600人の児童が学んでいる。1980年には、ルウナム・ナム・チャイ財団が設立された。

● The Church of Christ in Thailand

● Phrakhanong JV

● The Association of Giving Aid to Klong - Toey People

以上が、クロントイ・スラムで活動しているタイのNGOsである。タイでは、スラムに限らず農村部でも活動しているNGOsがあり、地域開発、医療、衛生教育、学校教育など、内容は多岐にわたっている。タイのNGOsに関しては、タイ・ボランティア・サービス刊の「CONCISE DIRECTORY OF DEVELOPMENT NGO'S IN THAILAND」(1983年)があり、タイ人によるタイ人のためのNGOsが網らされている。



The Building
Together Project

(共同建設プロジェクト)

◆ スラム問題への新しい試み

バンコクのラードプラオ地区における共同建設プロジェクトは、貧しい人々にも手が届く低コスト住宅を建設するための技術を開発促進する一つの実験である。

プロジェクトの回転資金は、西ドイツの団体 Bread for the World、オランダ政府、チリの SEL-AVIP (Popular Housing Service for Latin America and Asia)、カナダ国際開発局などから、直接・間接的に提供され、タイ政府住宅銀行は、短期の建築ローンとプロジェクト参加者に対して長期の抵当権ローンを提供した。また、土地の購入から開発の仕事を行なう法的組織が必要とされたために、非営利の共同建設会社、共同建設協会が設立された。

◆ 低コスト住宅とは

このプロジェクトは、計画・建設・管理のすべてが入居予定者自身の技術・労力の上に成り立っている。同じ敷地内に、121戸の低コスト住宅と81戸の一般住宅及び店舗が建設される。後者は市場価格で中所得者層に販売され、低コスト住宅資金を間接的に補助することになる。すなわちこのプロジェクトには、間接的補助はあるが、直接的な補助金は存在しない。

プロジェクトへの参加者は、現在の収入、家屋の状況、立ち退きの可能性、ローンの返済能力、プロジェクトの共同建設作業に従事する意志、コミュニティで協力していく意志等を基準に121家族が選ばれた。相互援助によって建てられる住宅は7万パーツ(1パーツ≒11円)から10万パーツかかるが、この価格には、それぞれの家族自身の労働力提供に対する8,000パーツから9,000パーツの評価が含まれている。

現在、既に121戸の低コスト住宅は完成しており、121家族の家の配置は、建設が終わった段階で抽選で決められた。それぞれの家族は月々700パーツから1,000パーツを政府住宅銀行に分割返済している。

スラムに住む低所得者の人々が、共同で作業に従事していく中で、健全で強固なコミュニティを築き、最終的には低コスト住宅を手に入れる—これが共同建設プロジェクトの目的である。

「総合的な地域共同体づくり」

ソムスーク・ブンヤバンチャさん (NHA - タイ国家住宅局*1)

◆バンコク・スラムの現状

バンコクには、現在 440 以上のスラムがあり、バンコク全体の人口（500 万人以上）の 22% 以上を吸収している。そのうち 129 のスラムには、スラム人口の 38% が居住しており、立ち退きの問題に直面している。民間や国・公共団体の土地を不法に占拠しているか、あるいは借地に住んでいるからである。

過去 50 年、特にここ 20 年、タイの社会経済体制が封建制から資本主義制へと移行し、「開発」が都市に集中することにより、農村の人々の都市への流入が促進された。貧しい農民の土地は、大家族相続のため細分化され、ますます食べられなくなり、ついには全ての土地も失い都市（バンコク）へ流れ込む。我々は、スラムに対する印象として、ただ単に汚ない場所、犯罪や麻薬の温床などといったことを考えがちだが、それは間違っている。スラムは、社会全体のシステムが抱えている諸問題の 1 つとして捉えるべきである。

◆スラムが抱える問題

① 貧困

1 家族（平均 6 名前後）の月平均収入は、3,000 バーツ（3 万円）以下である。職種は、露店商、タクシー運転手、港湾・建築労働者等で、日給ベースである。毎日仕事があるとは限らず、収入は不安定である。もちろん、貯金ができるわけではない。1 家族の住む家賃の平均は、500 バーツ（5,000 円）位で、この金額さえも払えないものは、不法占拠者にならざるを得ない。

② 不安定な居住条件

借地であれ、不法占拠であれ、居住条件が不安定なことには変わりはない。借料の急な値上げや追い立てはひんぱんである。そのために人々は、家全体や周囲の環境には構わず、むしろその日その日の消費、あるいはテレビやカセットなどの購入などに収入をつぎこんでしまう。室内だけは、一般によく整えられきれいである。

通常、地主と借り手の契約は口頭で結ぶため、借料の値上げや立ち退きが一方的に通告される場合が

多い。一部には、1 年あるいは 5 年単位の書類による契約もあるが、現状としてタイには、土地の借り手を守る法律はない。しかし土地の所有者自身が立ち退きを強制するわけではなく、彼らは開発会社や不動産会社に土地を売却してしまい、「住民ともはや関係ない」という姿勢をとるケースが多い。

③ 民衆参加の不在

立ち退きの強制は、最も破壊的である。スラムしか住む所のない貧しい人々の生活だけでなく、その共同体をも全て破壊するからである。立退きによりスラムを一時的になくせても、長期的にみればまた新たなスラムが形成されるだけである。

これまでの土地利用といえば、バンコク市当局や開発会社による都市開発、投機家による買占めといった形が多く、そこに住む人々がその土地の利用が決定されるまでの過程に参画できるのはまれである。むしろ、スラム民衆は「土地開発」の被害者であり、その恩恵を受けることはない。ショッピング・センター、高層マンション、高級ホテルなどの建設で利益を受けるのは中産階級以上の人々だけである。

以上結果としてスラムでは、低賃金の労働、貧困、教育の欠如、不衛生な環境、酒乱、麻薬中毒、犯罪という悪循環を繰り返すことになる。

◆スラム問題の解決

これまで、タイ政府によるスラムに対する政策もその目的を達するには至らなかった。物理的にただ排除するあるいは移転させるという発想の域を出ていなかったからである。

スラムの問題を 1 つの観点からのみ捉えることは正しくない。社会全体の問題として、総合的かつ多面的に捉える必要がある。児童教育、技能訓練など個別の事業に専念する NGOs の形態は、総合的な地域共同体づくりを目指すものに移行しなければならない。もちろん、その地域に住む人々の自発的意志と自主的参加が重要であることは言うまでもない。

* 1 …… 1973 年、半官半民で設立された。住宅問題の解決を目指しており、その活動の 1 つにスラム改善がある。

コンストラクション・プロジェクト報告

高塚 政生 (JVCバンコク事務所長)

●ダムの決壊がもたらした影響とは

カオイダン・キャンプは国境の戦地から離れており、比較的生活は安定している。さらにキャンプ内でのワーカーとしての労働による給与に代わる物品 (payment in kind) の受取り等の点においても、第三国定住の可能性がない国境沿いの難民村との格差が生じた。わずかではあるその様な富を求めて、カオイダン・キャンプにおいて夜間になると、国境沿いに滞留する人達を中心とした窃盗団が出没する様になり、遂には死者も出る様になった。その対策として、キャンプ内に、ナトリウム光線使用の防犯灯を設置することが企画された。

一方、6km四方のキャンプ地に常時、約3万7,000人の人々が住む事となり、給水施設の必要性が高まった。そこでタイ政府は、カオイダン・キャンプへの給水と周辺農村への灌漑を目的として、タキエン貯水池建設を国際協力事業団 (JICA) に要請した。

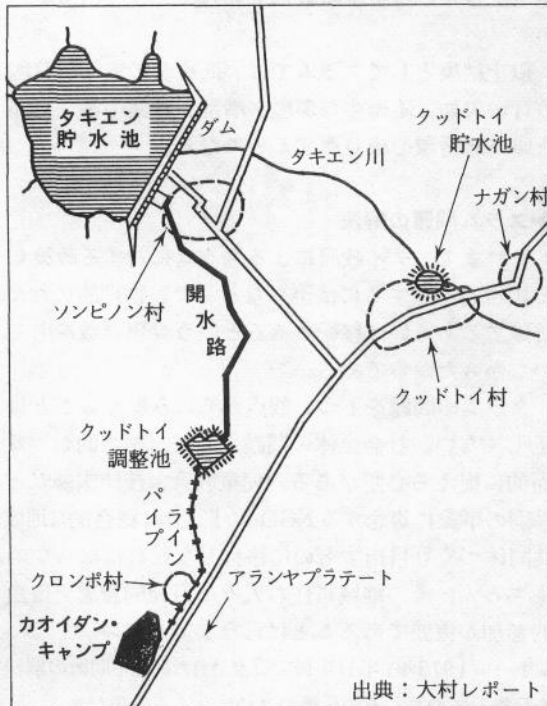
タキエン貯水池は、タキエン川とその支流をタキエンダムでせき止める事で1982年に完成した。タキ

エンダムはアースフィルタイプ*1のダムで、その大きさは堤長2,450m最大堤高10.3mで1,000万 m^3 の貯水を見込んでいる。タキエン川上流域約61 km^2 から集められた水は、取水口により取水されるが、計画水量のうち、85%は周辺農村への灌漑用水、15%がカオイダン・キャンプへの給水用であった。取水口は約4.5kmの開水路に接続されている。水はこの開水路を流れ、クッドトイ調整池に入り、更に3.6kmのパイプラインを通じて、カオイダン・キャンプに達する。(図I参照)

当初よりタキエン貯水池、クッドトイ調整池及びカオイダンへの水路の建設のみがJICAの計画であり、目的の一つに上げられた灌漑に必要な主水路からの取水工事・配水路等は、計画外であった。現在それらの灌漑設備は、建設されていない。タキエンダムは、その設計上、取水口はタキエン川と連結されておらず、貯留された水は、全て開水路側に流れる様になっている。このため、灌漑設備の整備されていない現在、タキエン川を利用していた村に水利上の問題が生じている。

開水路に通水が始まった後、農民はそこから水を得ようとして、開水路に土や木などで水利のための工作をしたり、堤の一部を切り崩したりした。堤は、その様な不適切な工作や、流入する表流水、水牛の水路への侵入等のために数ヶ所で崩壊しており、底部に泥がたい積し水路断面が著しく損なわれている部分もある。カオイダン・キャンプに水を供給している民間団体によると、これらの沈泥と、せき上げ工作等によりクッドトイ調整池に十分な水が来なくなったため、水路の利用をあきらめ1982年11月以降、トラック輸送に切換えたと言う。クッドトイ調整池は現在、さくが破損しており、水牛等によって泥水状の水が溜っている。この地域では、1982年は降雨が少なく貯水は充分でなかった。翌1983年には、10月に大量の雨が降りダム水位が急上昇し、原因不明のパイピング*2によってダムが決壊している。ダムは中央部が幅30mにわたって決壊し、推定3,800万~5,500万 m^3 の水を放出した。この時、泥水がソンプノン村にも押し寄せたが被害の程度については、私達は詳細な情報を持っていない。この決壊時に発

図I. タキエン貯水池周辺の概略図



開水路始点のポンプ・ハウス
右遠方はソンピノン村



生した洪水のため、カオイダン・キャンプ向けの給水車への積み込み場が使用不能となり、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）は開水路を土のうでしゃ断し、ここから取水を再開した。ダム修復は、日本政府の手で1984年4月に完了した。これに伴ってUNHCRは、開水路からの取水を中止したが、開水路はしゃ断されたままである。

そこでJVCは、UNHCRからの要請に基づいて、カオイダン・キャンプへの給水の再現と、周辺農村への給水を兼ねる事を目的として、タキエン貯水池から給水パイプラインを敷設する事業を請負う事となった。前述した防犯灯設置と、このパイプライン敷設の事業をUNHCRより要請された事により、JVCは1984年1月にカオイダン・コンストラクション・チームを編成し、その活動を開始した。

●給水事業が中止に至るまでの経過とその背景

防犯灯設置事業は、当初のUNHCRの計画により、タイ国の電気工事業者に発注する事でその事業を完成させる事になり、JVCはその管理をする事となった。JVCとしては初めての経験である入札を経て、総額約4,700万円のこの事業は6月を以って完成し、以後1984年12月末までの、管理宮籍を主たる任務として残すのみとなった。また給水事業については、独力でする事となり、タイ及び日本から技術者等の人材を集め、どう施行するかを調査を開始した。だが、調査の途中で人事上の問題、運営上の問題等が起り施行計画申請の提出が遅れるうちに、カオイダン・キャンプが閉鎖に向うという状況の変化に従って、この事業は中止される事となった。冒頭にも述べた様にキャンプにおける難民人口は、徐々に減

表 I. カオイダン・キャンプ人口の推移
(UNHCR 資料より)

1980年	6月	129,998人
1981年	6月	43,941人
1982年	6月	34,292人
1983年	6月	57,405人*
1984年	6月	37,481人

* タイ国内キャンプ統廃合による増加。

ってきている。(表 I 参照)

今年の8月からは、カオイダン・キャンプに収容されている人々を、第3国定住の可能性のあるグループと本国（カンボジア）への自主帰還を希望するグループに分け、前者に対してはタイ国内の他のキャンプ（パナニコムなど）に移転される予定である。このまま第3国定住が促進されれば、来年初頭には2万～2万5,000人程度の規模となるであろう。タイ軍最高司令部としては、来年度から、カオイダン・キャンプをホールディング・センターからリパトリエーション（自主帰還）・センターとして位置づけ、そのままカオイダン・キャンプに残る者に対しては、医療・給水・食糧配給といった最低限の活動だけが行なわれる。1975年を難民流入の始まりとすれば、今年で丁度10年目を迎え、1つの区切りをつけたいというのが、タイ政府の意向と思われる。こうしたタイ国内の状況の変化により、UNHCRは当初約7,000万円の予算を見込んでいた給水事業を投資価値がないものと判断したようだ。

以上、プロジェクト遂行上、あるいはそれを取り巻く状況の変化により、給水事業は中止となり、カオイダン・コンストラクション・チームは7月末をもって解散し、防犯灯管理宮籍の活動は、既にあるカオイダン・テクニカルスクール・チームに吸収されることとなった。しかし、最終的には、この残った2つのプロジェクトに関しても今年の12月で終了せざるを得ない事はほぼ確実とみられている。タイ国内での難民救援に対する政策が大きく変動する中で、今後どういう方針で活動を行なうかは十分検討を加えたい。

☆参考資料

「タキエン貯水池周辺の村落に関する報告」(JVC刊)

* 1…土質材料(岩石・砂利・砂)で構築されたダムは「フィルダム」と呼ばれ、「アースフィルダム」は土砂中心。
* 2…水の流出によって、穴が次第に奥へすすみ、ついにはパイプ状の水路をつくってしまう現象。

「ヤシの実4個の贈り物」

佐藤 正喜（給水チーム）

— 井戸掘りの対象となる農村の現状は？

佐藤：村人たちが一番最初に訴えるのは厳しい自然条件です。雨期には洪水、乾期には日照り続きと、季節により降雨量に大きな差があるため、彼らの農業（米作）収入に直接響いてきます。また現在、タイ・カンボジア国境が緊張状態にあるため自由に行き来することができませんが、村の人々は昔のように交易をしないと希望しているようです。しかし、これは今のところ実現しそうにありません。それとやはり「貧困」であることです。これはただ単に「電気もなく水道もないから貧しい」といった私たち日本人が描く図式で解決されるものではなく、やはりタイ国内の構造的な貧困の問題であると言えます。毎年、洪水などにより作物が被害を受けると、バンコクに職を求めていかざるを得ません。

— 村人の「地域開発」に対する捉え方は？

佐藤：「地域開発」と一口に言っても、それは多岐にわたり、しかも比較的新しい概念です。そして「地域開発」とは長期的かつ包括的な目標に立脚したものでなければなりません。とは言うものの、村人にとっては日々の暮らしを少しでも良くするために、直面している問題を解決してゆくことが先決であり、例えば農業のための灌漑用水が必要であれば、川の幅を広げるとか、米の価格が不安定であれば米の貯蔵所をつくり、安く買ったたかれないために価格操作をするといった事なのです。私たちの活動である井戸掘りは、村人に安心して飲める水を供給することが、先ず第1の目標です。村全体の「地域開発」という観点から考えるならば、小さな活動なのかもしれない。しかし、井戸掘りという1つの作業に

参加することによって、村人の中に「これは自分たちの井戸である」という意識を芽ばえさせ、それが村人たちの主体的な「共同体」の形成に発展していくならば、私たちの目標をほぼ達成したと言えます。

— 完成した井戸に対する村人の評価は？

佐藤：これまで、タイ東北部の農村で、約80本ほどの井戸を掘りました。完成した井戸のうち、70%が何らかの形で村人によって修理され、使用されていることが評価の1つであると考えます。5月から6月にかけて集中して井戸を完成させましたが、村人の飲用、生活用（洗濯・水浴）に使われています。当初、なかなか村人が井戸掘りの作業に参加しなかったのですが、7月雨量も少なかったせいもあり、徐々にではありますが増えていきました。結果としては、衛生的な水の飲める井戸が村にできたということで、村人には喜ばれているようです。いつでしたか、井戸が完成した時に「何もありませんが…」と村人から渡されたヤシの実4個には、さすがの私も涙が出そうなくらいうれしかったですね。また、井戸やポンプの管理は全て村人に任せてあり、壊れた場合、ハガキで通知がくるようになっています。しかし、ほとんど彼ら自身で何とか工夫して直しているようです。もともとポンプのシリンダーは摩耗しやすく、故障の原因になります。現在、耐久性があり修理しやすいポンプを研究中です。

— どういった可能性がありますか？

佐藤：先ず、ポンプ及びフタをつけない井戸です。これは村人が望まなければ設置しません。昔ながらのバケツでの汲み上げ方式です。はねつるべもいいのではないかと考えています。それと、カオイダン・キャンプのJVCテクニカル・スクールとの共同開発ということで、鉄パイプ製のポンプも試験的に作りました。今、一番注目しているのはATA（Appropriate Technology Association）というタイのNGOが開発した、ロウイング・ポンプです。軽くて修理も簡単である上、ポンプだけで400パーツ（4,000円）とコストもかかりません。今後は、こうした他のNGOとのつながりを持ちながら活動を広げてゆけたらと考えています。

— ありがとうございます。



井戸にセメント・リングを入れる ©岡本 和之



UNRWA(アンルワ)とは？

* 滝沢氏の見解は個人のものであって、必ずしもUNRWAを代表するものではない。

UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）の唯一の日本人職員、滝沢一郎氏が7月中旬一時帰国された。目的は資金集め及び広報とのこと。忙しい日程の中、JVCにて報告会を行なっていただいた。その概要をお伝えしたい。

▶ 設立

1948年、約75万のアラブ人が難民となった。それまでイギリスが委任統治していた地域の一部（パレスチナ）に、ユダヤ人によってイスラエルが建国された際の紛争が原因である。多くの国際機関が緊急救援にあたったが、彼らの状況は根本的に改善されず、1950年UNRWAが設立された。

▶ UNRWAの事業

初期は救援と復興活動に力点が置かれた。しかし、時が経つにつれ、近隣のアラブ諸国で自活するようになった難民にとってより重要となったのは「教育」である。特に1982年はひとつの大きな転換期であった。32年間にわたって続けられた「食糧配給」が、特に困窮している人々を除いて完全に中止されたからである。

現在の主な活動は、教育、保健、救済事業であるが、1983年度予算の約65%は教育事業に充てられた。

▶ UNRWAに関するQ & A

— 今回の帰国の目的は何でしょうか？

滝沢：資金調達と広報です。1982年について言えば、全収入の約7%、1,147万ドルが日本政府から拠出されました。日本は、米国につぐ第二の拠出国です。しかし、NGO（非政府機関）や個人からの支援は、他の国々と比べ、極めて少ないのです。広報不足も大きな原因のひとつと考えています。

— 教育事業に一番力を入れているとのことですが、具体的には、どのような教育ですか？

滝沢：一般の学校教育の他、職業・技術教育、教師の養成、大学へ行くための奨学金援助です。彼らは非常に勉強熱心で、もちろん、国を追われたことが主な原因でしょうが、将来、財産となるのは「教育」であるという意識が強いようです。

— パレスチナ難民に対する救済活動を行なっているUNRWAとイスラエル軍との関係は？

滝沢：これは私見ですが、やはり基本的に緊



平和の訪れる日はいつだろうか（UNRWA提供）

張関係が存在しています。とは言うもののUNRWAの存在自体が、イスラエルの大胆な対パレスチナ政策を抑制している一つの要因であるとも言えます。ただ、UNHCRと違い、難民をプロテクト（庇護）する義務はないので、イスラエル軍と対立することはありません。

— 他にUNRWAとUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との違いはありませんか？

滝沢：まず、大きな違いは、名前も示しているように、パレスチナ難民に対してのみ援助するのがUNRWAです。また、UNHCRは、その事業の多くをJVCのような民間団体に委託しますが、UNRWAは、パレスチナ難民を雇用し、UNRWA自体が諸事業を直接実施しています。難民に働く場を提供することも事業の一環なのです。他に、組織的決定の方法等も違います。

— では、JVCがUNRWAと協力、もしくはUNRWAの下での活動は不可能ですか？

滝沢：従来はほぼ不可能でした。しかし、今回の帰国の目的の中に、JVCのようなNGOとの協力関係を模索することもあります。少なくとも、今後はより緊密に情報を交換し合えることを希望します。

— ありがとうございます。

* UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East

* 問合せ・募金先: 国際連合広報センター

〒107 東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル西館22F, Tel. 03 (475) 1611~2

「在日インドシナ難民を救う法律家の会」の活動から

報告 伊藤 和夫（弁護士）

1. 「流民」とは

インドシナ3国からタイなどへ逃れた後、タイあるいは台湾（中華民国）の旅券を入手した上、観光ビザで日本に入国し、滞在期間を超えて不法に残留せざるを得なくなった難民——こうした人々は「流民」と呼ばれている。「流民」に対して、日本政府はインドシナ難民と認めないばかりか不法滞在者として強制送還を命じ、あるいは出入国管理令違反等の罪名で裁判にかけの方針をとっていた。

2. 「流民」に対する救援活動

「流民」といわれる人々も、インドシナの戦火や迫害を逃れて来た人たちであって、実質的にインドシナ難民であることには変りがない。かれらは「不法残留者」であるが故に、警察官や入管の係官の摘発の目を逃れて、前途に希望もなく社会の底辺で働いていた。

こうした人々を助けるため、1979年秋頃、「インドシナ流民に連帯する市民の会」、「在日インドシナ難民を救う法律家の会」がそれぞれ結成された。この二つの会の目的は、「流民」といわれる人達をインドシナ難民と認めさせ、その法的地位の確立と人権を守ることにあった。

二つの会は、互に協力しながら活動を展開していたが、法律家の会は、弁護士としての立場から、出入国管理令違反等の理由で刑事裁判にかけられた人たちの弁護や、強制送還を命ぜられた人については行政訴訟を提起してその執行停止をかちとるなどの活動を行なった。しかし、裁判所や入管当局の態度は固く、「流民」を容易にインドシナ難民と認めようとしなかった。

3. 「流民」をめぐる裁判

流民をめぐる裁判のうち、最も注目を浴びたのは、陳美蘭（チャン・メイラン）事件である。彼女は1958年12月ベトナムで生まれた。幼い頃、父母に連れられてラオスに移り住み、ラオス南部を本拠とする王族チャンパサク家のアイ殿下の養子になっていた。しかし、パテト・ラオ（ラオス共産軍）が南部に迫ってきたため、ピエンチャンに逃れたが、さらに危険を感じて、1975年の暮れ秘かにメコン川を渡ってタイ国に逃れた。彼女はそこでタイのパスポートを

金で入手し、それを使って観光客として空路日本に入国し、喫茶店などで働いていたが、ある日警察官の職務質問を受けて不法滞在が発覚し、捕まってしまった。そのため彼女は、出入国管理令違反（不法滞在）、外国人登録法違反（登録を怠ったこと）で裁判にかけられたのである。弁護団は彼女がインドシナ難民であることを主張し、難民を処罰することは国際的な人道主義にも反する不当なものであると主張した。しかし、裁判所は彼女を難民とは認めず、執行猶予付きながら、懲役6ヶ月の有罪判決を下した。ところが、執行猶予になっても彼女は自由の身になれず、東京拘置所から東京入管の収容所に移されただけであった。彼女が仮放免で自由の身になったのは、その約1ヶ月後であった。これは、岡田正勝衆議院議員をはじめ、多くの人の努力の結果である。この裁判の外にも、似たような刑事事件、強制送還を止めさせるための行政訴訟など、いくつかの裁判を法律家の会の弁護士は担当した。

4. 政府の方針の変化

これまで説明したように、日本政府は、当初「流民」をインドシナ難民と認めず、不法滞在者として犯罪人扱いをしてきた。しかし、多くの人々、団体の働きかけ、国際的な世論の影響を受けて、政府は次第に態度を和らげてきた。1981年5月22日の衆議院法務委員会で政府は、「流民」についても実質的にインドシナ難民と認められる人については、特別在留許可を与える旨を明らかにし、その具体的基準を発表した。

法律家の会は、この基準を踏まえて、数多くの「流民」から事情を聴取した後、入管当局に自主的に出頭させた。その結果、一部の例外を除き、陳美蘭を含めてほとんどすべての「流民」について法務大臣より特別在留許可が与えられた。現在のところその期間は1年で、毎年更新の手続きをしなければならないが、今後はその期間を延長することを要請することが必要であろう。また、在留資格を得た元「流民」たちにとっては、今後は、就職、結婚、住居、医療など、まだまだ未解決の問題がさまざまあり、その解決のためお互に努力して行かなければならない。

声

■アフリカの貧困、飢えについては最近、新聞紙上をにぎわせていますが、そこでは天災ばかりを強調しているように思っています。人災的要素が非常に多いと思えるのですが。しかし原因は何であれ、毎日100人以上が飢えで死んでいくという現実、その中で働いている日本の若者がいるということに頭が下がる思いです。何もできないジレンマにかられながら、今の私にできることは、アフリカの実情をしっかり見つめることと思っています。(新潟 Yさん)

■今、アフリカで毎年500万人もの人が餓死しているというのを聞いてびっくりしました。私達は食べ物を食べようと思えばすぐに食べられるのに、この人達は食べたくても食べられない。私達日本人はずいぶんぜいたくな生活をしているのではないのでしょうか。／何か私達でできるようなことはないのでしょうか。平和な日本では考えられないようなことです。アフリカの子供たちだけでもたくさん食べてほしいと思います。(熊本県 S高 Uさん, Eさん)

■アフリカ難民問題については、ここ数ヶ月、TV、新聞などでかなり取り上げられているようですが、これほどまで、難民の人達が苦しんでいるとは思っていませんでした。物質的に恵まれている日本人にとって、飢えという言葉は忘れられてしまい、人間的なやさしささえもなくなってしまうように思います。そんな時、友人からJVCを知り、とても感動しましたので、私も(ほんの少ししか力になれませんが)協力することにしました。地方におりますので、何の役にも立ちませんが、世界中の人々が幸福になれる日が来る事を祈っています。

(北海道 Tさん)

■いつも有難く拝読させて頂いております。考えさせられる記事ばかりで、何ひとつ実際の活動をしていない自己が責められます。ただ生活に追われ、募金させて頂くお金も自由にならないわたくしたちは、いったいどのようなお手伝いをさせて頂けるでしょうかといつも考えております。(熊本県 Fさん)

■7月11日、3カ月間のバヌアツ共和国での眼科活動を終えて帰国しました。さて、最近思うことを一筆。地方にも何かしらの手伝いが出来ぬかと考えている人達はいると思います。しかし、JVC東京事務

このページは、読者のあなたが作るページです。今、何を考えているのか、何をしようとしているのか伝えて下さい。お便りお待ちしております。

所にとっては、その力が余りに小さいためか、実際に活動できる事は提案されません。地方からは、小さな意見やお金が東京へ送られ、東京からはパンフレットが来るのみ。東京で(講演・報告)会があっても、何万円もかけて行ける人は、ほとんどないと思います。「東京の人がやっている。」そんな感じですよ。地方の会員も多いのですから、何か地方でやる小さな事を考えてみられたらいかがでしょう。これは、意識の問題ではなく一体感がないという感覚の問題でしょう。(鳥取県 M医師)

■大和定住促進センターを出て、私たちの地域内に居住する難民の人びとの生活相談や日本語修得協力のためのボランティア活動を、ごく小規模なところから、ポチポチ始めつつあります。その点で40号の付録<日本語家庭教師プロジェクトに関して>をたいへん関心深く読みました。地域団体としてどのようなプロジェクトの展開が可能であるかを模索しています。“日本人を開眼させてくれた恩人としての難民”(40号、12ページ)という自覚と、ごく一般的な“かわいそうな難民”という意識とのギャップを、地域の場でどう埋めてゆくかが当面の課題です。

(神奈川県 Oさん)

■毎年開かれる「外国人による日本語弁論大会」に未だかつてインドシナ難民の弁論者は出ていません。私が今、週に一度うかがっているラオス人の家では、お父さんが「来年ならやってみようかな…」と少しづつ目標を持ち始めてきました。外交官や商社マン、留学生で日本に住む外国人は多いのですが、難民が日本で体験してきたことを日本人に伝える機会は、今までほとんどありませんでした。私達日本人のためにも、難民の人達からの積極的な発言が各地域で「今」期待されています。日本語家庭教師にたずさわっているボランティアの方々、ぜひ生徒さん達が日本人社会の中で意見をのべられるようお手伝いしてあげて下さい。お友達になったあとは自立のお手伝いです。(神奈川県 Fさん)

—— お便りありがとうございます。私ども事務局におります者は、地方の市町村単位で、あるいは県単位で中心となって活動を始める方が登場するのを期待しております。いかがでしょうか？

UNHCRの社会福祉事業

UNHCRの難民援助計画全体の中で、社会福祉事業の占める割合は小さいが極めて重要な部分である。なぜなら、社会福祉事業は難民の日常的問題を扱っており、他のどの部門よりも難民と最も身近に接するからである。カウンセリングとは従来1対1のやり取りであり、生活費を手渡す場であった。この役割は今でももちろんあるにせよ、ここ2、3年の間に、社会福祉事業に対する姿勢が変化してきている。難民数の激増とともに、地域開発を通じて、難民に自立の意欲を持たせることに、より一層重きが置かれるようになって来ている。

社会福祉事業を最大限に広く解釈するなら、それは、難民1人1人に、もしくはグループ単位で、難民自身が自分たちの必要事に対処できるよう手助けすることである。多くの場合、ソーシャル・ワーカー1人につき200人を越える難民を受け持っているため、その活動はどうしても難民を個々に援助するというよりはむしろグループ単位で世話をするものとならざるを得ない。農村地域でソーシャル・ワーカーの扱う仕事は難民の現地定住計画である。食糧給配センターを設置し、難民に道具や建築設備及び資材を供給する仕事である。難民の中に既に存在する伝統的な社会的序列の枠内で、可能な場合は、難民委員会を作り、活動を組織する。この方法による自助が非常に成功率が高い。

この活動を広い視野で捉えるなら、ソーシャル・ワーカーには、個々の難民に対するカウンセリング、グループ単位での指導、さらには地域社会の事業計画の実施を同時に行なえる広い範囲の技量が必要とされるということになる。そのため、難民が自分自身の福祉には自分達で責任を持つように彼らを育成することに焦点が絞られている。一例をあげれば、タイのカオイダグン・キャンプではある時期、3人のタイ人ソーシャル・ワーカーが13万人の難民を受け持つという過重の状態にあったこともある（現在の難民数は約6万人である）。今日では、カンボジア難民のソーシャル・ワーカー補助要員が社会福祉活動の基礎訓練を受けている。事業計画は、UNHCRの計画実施団体であるノルウェーの民間団体レッド・バーナーの援助と指導によりカンボジア難民自身の



職業訓練中のエルサルバドル難民（コスタリカ）

手で管理されており、またその活動も、難民救援のための伝統的方法と近代的な社会福祉活動とを併用している。同キャンプでは現在、養成を受けたソーシャル・ワーカー60人が仕事をしている。

フィリピンのバターン大規模難民収容センター（RPC）では、UNHCRの資金を受けて6週間の職業訓練コースが設けられている。仕出し業、ホテル業、造園業、雑役、管理人、会計係の各コースである。1984年12月までには約8万ドルの予算で9,160人の難民が受講する見込みである。このコースの目的とするところは、定住先で難民の雇用の機会をふやすことである。

種々の問題の解決にあたっては、農村地域では対集団的方策の方が明らかに容易であり、一方都市部では概して個々の難民もしくは少数のグループ単位で援助を与える方法がとられている。

難民は例えば、住む家をさがし、食糧を買うための現金の支給を受けるが、都市部の難民はさらに、多人数での援助を受けることがある。1982年には、コスタリカに逃れたエルサルバドルの難民10人がソーシャル・ワーカーと財政専門家の指導の下に菓子製造業を始めた。このグループは先ず、既存の菓子製造工場の建物を借り受け、その工場内の既設の設備のいくつかを買い取った。初めに2万4,000ドル、そして2回目に1万2,000ドルの補助金を受けた後、彼らの会社は今では自力で運営されている。将来は200人の従業員を雇い入れる予定である。

世界14ヶ国で任務についているUNHCRの社会福



社担当官は、1つの国ないし複数の国を担当して活動しているが、ほとんどの場合、それぞれの国の国内のボランティア機関、キリスト教団体並びに国家機関が実際に計画を実施するよう調整している。UNHCRはこれらの機関に対して資金を提供し監督の任にあたる。各団体のソーシャル・ワーカーは難民との個別相談を度々行ない、職さがし等当面の問題に関して具体的な方策を検討する。とはいえ、ソーシャル・ワーカー1人当たりの受け持ち件数が多いため、できることは、何が必要かを判断し、適当な機関などに紹介するのがせいぜいである。難民の中でも特に保護を要する人々に対しては、より個人的な援助を与えるべく特別な計画が用意されている。対象となるのは、保護者のいない子供、女性、高齢者、そしてとりわけ特殊な援助を必要としている精神障害者・身体的障害者である。

ここでもやはり、他からの援助への依存を少なくするような技能訓練は重要なものである。アンゴラに逃れたナミビア人の障害者難民40人は、目下、UNHCRの資金援助によってザンビア国内でILO（国際労働機関）の手工芸訓練プログラムに参加している。彼らは間もなくアンゴラに戻り、特別に用意された施設で他の障害者難民の訓練にあたる予定である。ソーシャル・ワーカー達が現在WHO（世界保健機関）と協力して、障害者難民を抱える家族に対して、公共機関に依存するよりは自分達で世話を行なえるよう指導している。

昨年度は、ほぼ4,000人の障害者難民が30万ドルの特別計画予算により援助を受けた（この金額は、一般計画の一部として割り当てられた予算とは別個である）。本年度は既に85万5,000ドルに増額され予算が計上されている。障害者難民については、国連難民高等弁務官が1981年度にノーベル平和賞を受けた際の賞金を心身に障害のある難民のための特別信託基金に寄付したことがあげられる。

UNHCRの教育プログラムは、難民が自立し、より円滑に地域社会にとけこめるよう援助することを目的としている。正規の学校教育か否かを問わず、ともかくも必要な範囲の教育を施すことにUNHCRは留意をしているため、教育援助活動としては、難

民の子供達に初歩の学問教育を通じて基礎的な読み書きの能力を身につけさせることに重きを置いて、受け入れ国政府に援助を与えている。読み書きを覚えることは難民にとって基本的な権利とみなされている。ソマリアではUNHCRが資金援助を行なっている小学校に、本年度は7万5千人の難民の子供達の入学が予定されている。パキスタンでは、小学校455校がUNHCRから援助を受けている。モロッコ、バングラデシュ及びその他50ヶ国の国々においては、個々の難民に対して教育援助がなされている。初等教育終了後の生徒およそ5,000人が、UNHCRの援助により勉学を続けている。この場合、職業訓練並びに専門技術の習得に力が注がれている。スーダンでは、エチオピア及びウガンダからの難民が教員養成所に通っており、やがては定住地に戻り、教師となる予定である。これは、難民が自分たちの生活を自分たちで作り上げるよう手助けするという援助の一例であり、社会福祉事業とは一体何であるのかという定義づけでもある。



自助のための建設に従事するルワンダ難民
(ブルンジ)

(翻訳：平井 道子)

JVCプロジェクト

1984年8月31日現在

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
タイ カオイダン (カンボジア 難民キャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ●西崎憲司記念技術学校 自転車、牛車、モーターバイク、自動車、水ポンプ、発電機の整備技術を習得する。8月現在、難民数は33,872人、JVC生徒数452名。給水チームと共同で改良型の手押しポンプを製作し始めた。 ●コンストラクション(防犯灯) キャンプ内の発電機及び電燈システムの保全作業を継続する。8月より電気の講義を始めた。受講者は主にカンボジア人で、合計19名。後継者の育成のための当プログラムは4ヶ月間毎日行なう。 	UNHCR レフュージーズ・インターナショナル	ソムウェック・ルチャイシット トンディー・ソムカネ 稲垣三千穂、永井聖子 パニット・ポティピ 松坂 優、大村 卓
タイ・カンボジア 国境 (カンボジア 難民村)	<ul style="list-style-type: none"> ●レントゲン移動診療 移動レントゲン車による、難民村及びタイ被災村の病院への巡回レントゲン診療。8月は20回訪問し、患者数198名。安全性の問題と国境地帯の洪水により、患者の診察回数が減少した。新たに他の難民村へも巡回し、8月末から撮影開始。 ●補助給食 ノンチャン難民村の栄養失調児、病人、妊産婦、乳幼児とその母親を対象とした補助食供給と栄養教育。難民村人口20,357人中4,493人が対象者であり、内半数程が幼児・子供である。専門家(女子栄養大学磯田講師)による視察・アドバイスを受けた。 	WFP/UNBRO 日本青年会議所 関東地区、医療 部会、城西病院 西本願寺 結城青年会議所	林 達雄、金子一弘 サルミエント・ロドリゴ クリアンクライ・プティ ヤビブン、大澤洋子 スラ・プロムチャン ヨンユット・パンサーイ
バナニコム (第三国定住待ち の難民一時収容施設)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語学校 日本定住希望者のための日本語教育及びオリエンテーション。カオイダン難民キャンプから来る予定の日本定住希望者が未だに到着せず、現在の生徒数は9名である。 	天理教千葉	佐藤和美、鈴木絵理子 ティアン・バントゥー 池田剛太郎、浜崎妙子
タイ農村	<ul style="list-style-type: none"> ●給水 スリン県12ヶ村での共同井戸掘りと基礎的健康教育。条件に恵まれ予定以上の進行状況で、8月下旬より研修のためにタイ人2名と佐藤が来日中。 	モロロジーMIRC NTV* 一般寄付	佐藤正喜、井戸智樹 ブナム・チャルンプリトゥム カモン・ミンムアン
バンコク市内の スラム	<ul style="list-style-type: none"> ●スラム改善 奨学金援助：スラム児童のための学費援助。 図書館：児童、成人のための図書館。 建材提供：スラム立退き者への物資援助。予定されていたスラム立退きが来年2月まで延期された関係で、現在は小規模に継続中。 	モロロジーMIRC NTV* 庭野平和財団 今井記念海外協力基金 JOFIC、一般寄付	タウィチャイ・タムクナン 伊藤真理子 ヴァラナット・ドゥアンウドム 加藤哲也
カンボジア (農村部)	<ul style="list-style-type: none"> ●井戸掘り タケオ県で農場のための深井戸掘り。 	LWF/LWS	養田健一
レバノン (中近東)	<ul style="list-style-type: none"> ●医療ボランティア派遣及び緊急物資援助 4月30日をもって、医療ボランティア派遣については無期延期。今後は現地のNGO(アメール、テル・デ・ゾム)と連絡をとりながら緊急事態における物資・資金援助に備えていく。 		

* NTV24時間チャリティー委員会

活動地名	活動内容	出資団体	担当者
ソマリア (マガネイ・キャンプ)	●農業による自立促進 エチオピアからソマリアへ逃れて来た難民を対象にした、農業による自立促進プロジェクト。今年5月から6月にかけて作付けしたトウモロコシ、オクラ、トマト、ソーガムなどが実り始めた。今後は、本格的に農業を営みつつ、農業を中心としたコミュニティづくりへと広げて行く。具体的には、識字教育、衛生教育、料理教室（特に魚や野菜の調理法）など。これらのための人材・資金調達及び広報を行なう必要があるが、8月末から2ヶ月間、税田が帰日中。一方、エチオピアから新たな難民約30,000人がソマリアに流入しており、緊急救援が必要となっている。この難民への援助及びソマリア以外の国での救援活動も現在検討している。	UNHCR レフュジーズ・インターナショナル 一般寄付	税田芳三(ソマリア事務所長)、柴田久史、高橋一男 掛村 均、モハメッド・アデン・モハメッド シャッド・モハメッド・ムーザル、ラシッド・モハメッド・ランジャイル モハメッド・ハジ・ヌール その他12名のソマリア人スタッフ
日本国内	●日本語家庭教師 首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨)に定住している難民への日本語教授と生活指導など。8月から山梨の2家族へも行く。また、神奈川県内に教室(事務所も兼ねる)を開設する準備を進めた。	禅林寺 UNHCR 中部善意銀行 一般寄付	森山久寿子 他約50名
	<ul style="list-style-type: none"> ・バザー、ハンディクラフト販売 ・カオイダン「国境を越えた人々」上映運動 ・スタディー・ツアー企画実施 第3回を8月1日から8日までの日程で実施した。 参加者6名。	浄土真宗本願寺 派高岡寺族青年会	関田鶴子 他約20名 鶴田三芳他 熊岡路矢他
東京事務所 (本部)	渉外、事業計画、資金調達、ボランティア調整、会計総務、情報収集および広報等。 機関誌「トライアル・アンド・エラー」発行 JVC説明会～毎月第1・第3月曜日 午後6時から9時まで。 <ul style="list-style-type: none"> ・TELEX発信・受信便宜供与 	全国社会福祉協議会 一般寄付 博報堂	岩崎駿介(代表) 星野昌子(事務局長) 熊岡路矢、鶴田三芳 佐々木志保、下園宏司 大野直樹、他20名
タイ バンコク事務所	渉外、事業計画、資金調達、ボランティア調整、会計総務、情報収集および広報、バザー等。 季刊「ニュース・レター」(英語・タイ語)発行 8月11日、JVCバザーを行なった。7月から8月は夏休みということもあり訪問者多数。現在、各プロジェクトごとに、評価プログラムを作成中。		高塚政生(バンコク事務所長)、本橋 栄 嶋 紀晶、石橋節子 ポンピモン・チャイブーン 勝俣江美、浅井陽次 他約10名
人材派遣・養成プロジェクト			
シンガポール (ホーキンスロード・キャンプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・UNHCR一ベトナム難民キャンプでの管理・運営 	日本YMCA同盟 アジアキリスト教会議	ニール・リー
フィリピン (バターン・プロセスングセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ICM一第3国定住手続きにともなう医療業務 外来記録によれば、風邪、皮膚病、結膜炎、寄生虫、マラリア、結核などが特に多い。	ICM 結城青年会議所	竹内敦子
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・マヒドン大学で熱帯医学研修中。 	結城青年会議所	林 達雄

JVCの活動とその目的に御理解を

▶**JVCとは**—Japan International Volunteer Centerは1980年2月、タイのバンコクで設立された民間救援団体です。1979年暮れの、インドシナ難民の大量流出をきっかけに、日本から駆けつけた若者と、現地タイですでに活動を始めていた日本人とが一体となり、現在の組織の原形ができました。JVCは、活動者の自発的な意志に基づき、日本の個人・団体からの寄付金、国連機関からの委託金他によって運営されています。JVCは、人種、国籍、習慣、宗教その他の信条の違いを越えて、難民および同様の窮境にある人々を対象にできる限り継続的な活動を行ないます。

▶**JVCの会員募集について**—会員は、総会に出席し、JVCの方針などを決定する他、情報・資料の入手、各種の活動・報告会・上映会・学習会等へ参加することができます。また正会員には自動的に、機関誌(T/E)をお送りいたします。会員の種別と年会費は以下の通りです。

- ・正会員 (一般会員 10,000円 活動者会員 3,000円
 団体会員 30,000円 学生会員 3,000円)
- ・賛助会員 金品による支援(金額は自由です。)

▶**機関誌『Trial & Error』のみの購読について**

- ・毎号1冊送付 年間購読料 3,000円
- ・毎号4冊送付 年間購読料 10,000円

▶**送金の方法**—下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。

- ①会員：東京5-48365 加入者名—JVC会員係
- ②T/E：東京3-54186 加入者名—JVC東京事務所
 (住所、氏名、購読開始月をお書き添え下さい。)

▶みなさまの募金が支えるJVCの活動—救援活動をより充実させるため、以下の募金をお願いしています。なお募金の20%をJVCの運営経費に充当させていただきます。

- インドシナ難民救援募金**(8月小計 8,000円) タイ国内にある各難民キャンプのプロジェクト費にあてられます。
 - クロントイ・スラム募金**(8月小計 12,000円) バンコクのクロントイ・スラム内の図書館の運営およびスラム立退き者のための建築資材購入費に使われます。
 - テッグ・スラム奨学金**(8月小計 7,000円) バンコク市内のスラムの子供達が学校へ通う費用を援助します。
 - アフリカ難民救援募金**(8月小計 198,977円) ソマリアでの難民自立促進農業プロジェクト費として使われます。
 - レバノン被災民救援募金**(8月小計 0円) レバノン被災民に対する医療活動及び物資援助に使われます。
 - 日本語家庭教師募金**(8月小計 0円) 定住難民のための日本語教材費と家庭教師の交通費に使われます。
 - 医療募金**(8月小計 50,000円) 緊急事態が発生した場合、速やかに医師を派遣したり、医薬品などの緊急救援物資を輸送するために使われます。
 - ボランティア募金**(8月小計 1,000円) 現場で活動を続けるボランティアの健康管理費にあてられます。
 - JVC運営経費募金**(8月小計 306,400円) 現場を支えるのに不可欠な事務運営経費、人件費に使われます。
 - 無指定募金**(8月小計 321,850円)
- ▶**送金の方法**—下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。
 東京9-27495(募金種目名をご記入下さい。)

編集後記

▶また、アフリカの飢餓民に焦点があてられてきた。今月の28日から「アフリカ月間」ということで、各地で様々な催し物、キャンペーンが展開され始めている。日本に住む人々の関心が、少しでもアフリカに向けられるということは非常に喜ばしいことではあるが、4年前のインドシナ難民に対する救援活動への関心がほとんど薄れてきたことを考えると「また今度も…」と考えざるを得ない。

▶これまでのこうした他国の惨状への慈愛と善意は、募金、古着といった形で具現化されてきた。しかし、とことんつきつめれば、一度協力したから後は知りませんというのではちょっと刹那(せつな)的すぎる。絶えず関心を寄せ、今何がどうなっているのか理解することが一番大切であると思う。考えれば、次に適確な判断ができるはずである。

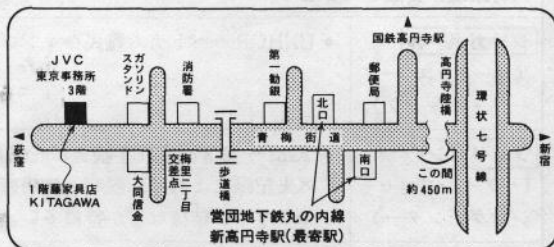
▶飢えるアフリカの人々に対する食糧援助は、確かに必要である。しかし、一度緊急状態を脱した人々はどうやって生活を建て直してゆくのか。インフラストラクチャーの地固めはどうか。次号では、日本人がアフリカで活動することの意義、NGOそして我々の果たす役割などに焦点をあて、単なる「かわいそう」だけの発想からの脱却を試みたい。

昭和59年9月20日発行(毎月20日発行)

編集人 下園 宏司
 発行人 星野 昌子
 発行所 日本国際ボランティアセンター(JVC)東京事務所
 〒166 東京都杉並区阿佐谷南1-1-5 安田ビル3F
 ☎ 03(316)3253
 バンコク事務所 Japan International Volunteer
 Center, 67 South Sathorn Road
 Bangkok, Thailand
 ☎ (286)4857

印刷所 樹ベスト・プリンティング

※本誌の記事・写真等の無断転載・複写を禁じます。



定価 送料共 300円